

# 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づき、大臣管理漁業である東シナ海かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業(以下「かじき等流し網漁業等」という。)の採捕の数量を公表します。

平成30年4月 23 日  
農林水産大臣

## 1. 第1種特定海洋生物資源の種類

くろまぐろ(30 キログラム未満の小型魚)

## 2. 管理期間

平成 30 年1月から 12 月まで

## 3. 対象となる大臣管理漁業の種類

かじき等流し網漁業等

## 4. かじき等流し網漁業等の大臣管理量に対する採捕の数量の割合

90 パーセント(A/B)

〔 ※かじき等流し網漁業等による採捕の数量:39.41トン(A)、  
かじき等流し網漁業等の大臣管理量:43.8トン(B) 〕

## 5. かじき等流し網漁業等が通常の採捕を行うとした場合にかじき等流し網漁業の大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期

平成 30 年5～6月頃

(考え方)

・平成 30 年 4 月 20 日までの漁獲量:39.41 トン

・今後の漁獲量のすう勢(\*):8.5 トン

※今後の漁獲量のすう勢は、昨年(平成 29 年)4～7 月の漁獲実績により算定

・4月(4/21～30):2.7 トン(13.5 トン(昨年4月)－10.8 トン(今年 4/1～20))

・5月 :4.0 トン

・6月 :1.4 トン

・7月 :0.4 トン

・合計 :8.5 トン

\*例年8月以降は大宗がさんま操業に転換するため 0 トンとなる